

# 熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領の運用

## (山取り採穂園造成事業)

〔 令和 2 年 7 月 7 日 森整第 334 号  
熊本県農林水産部長通知 〕

最終改正：令和 5 年 7 月 6 日 森整第 249 号

### 第1 趣 旨

次世代につなぐ森林づくり事業の実施については、次世代につなぐ森林づくり事業実施要領のほか、スギ花粉発生源対策推進方針（平成 13 年 6 月 19 日 13 林整保第 31 号林野庁長官通知。以下「**推進方針**」という。）第 2 に定める目標の達成及び造林・保育作業の省力化等に資するため、花粉の少ない品種など品種系統の明確なスギ苗木の生産供給に必要な山取り採穂園の造成に関し、県、生産事業者（林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号。以下「**法**」という。）第 2 条第 2 項の生産事業者をいう。以下「**生産事業者**」という。）及び森林組合等の関係者が行うべき事項等を本通知により定める。

### 第2 用語の定義

この運用において使用する主な用語は、次のとおりとする。

#### 1 花粉の少ないスギ苗木

花粉の少ない品種（推進方針の別紙「花粉の少ない品種（スギ・ヒノキ）の定義について」参照）のスギ苗木

#### 2 品種系統の明確なスギ採穂園

花粉の少ない品種の母樹について、植列又は区画により品種系統別に明確な管理がなされているスギ採穂園であって、法第 3 条第 1 項の育種母樹林に指定されたもの

#### 3 品種系統の明確なスギ苗木

2 の採穂園（4 の山取り採穂園を含む。）から採取された穂木から生産されたスギ苗木であって、法第 18 条第 1 項の生産事業者表示票（穂木を採取した指定採取源の種別及び指定番号、苗木の銘柄等を明記したもの。表示書を含む。）を添付して配布されるもの（以下「**系統管理苗**」という。）

#### 4 品種系統の明確な山取り採穂園

3 の**系統管理苗**を植栽した造林地であって、植列又は区画により品種系統別に明確な管理がなされ、法第 3 条第 1 項の育種母樹林に指定されたもの（以下、育種母樹林に指定される前のものを含め「**山取り採穂園**」という。）

### 第3 山取り採穂園の造成に向けた手続き

1 **系統管理苗**を生産している生産事業者は、**山取り採穂園**の造成を行おうとする

ときは、別記第1号様式に協定書(案)(別記第2号様式の協定書(例)に生産事業者の意向等を反映させたもの)を添えて、造成を希望する地域を所管する森林組合等に依頼するものとする。

この場合において、生産事業者は、次の事項を明示するものとする。

- (1) 必要とする山取り採穂園の規模等(箇所数、面積、立地条件等)
  - (2) 母樹(植栽木)として必要な品種系統名、配布可能な数量及び時期
- 2 森林組合等は、1の依頼があった場合において、山取り採穂園の造成に協力するときは、当該森林組合等の状況に応じて次により対処するものとする。
- (1) 所管地域内に人工造林の計画があるときは、1の(1)の条件に合う計画地(スギの植栽適地であること。以下同じ。)があるかどうか確認する。
  - (2) 1の(1)の条件に合う計画地があるときは、当該計画地の森林所有者(以下「森林所有者」という。)に対し、協定書(案)を提示し、1の(2)の品種系統の苗木の植栽及び山取り採穂園としての利用について同意を得る。
  - (3) 依頼のあった時点において人工造林の計画がないとき、1の(1)の条件に合う計画地がないとき及び(2)の同意が得られないときは、今後の予定等について、生産事業者<sup>2</sup>に随時情報を提供する。
- 3 2の(2)の同意が得られた場合において、山取り採穂園の造成、利用及び整備管理等に関し、生産事業者、森林所有者及び森林組合等の合意が図られたときは、協定書(案)を基に、当該合意の内容に即して適宜修正等を行い、協定(以下「協定」という。)を締結するものとする。

#### 第4 山取り採穂園の造成・整備に対する補助

- 1 県は、協定に基づいて行う山取り採穂園の造成及び整備に必要な経費に対し、次のとおり補助を行う。
  - (1) 系統管理苗の植栽
    - ア 森林環境保全直接支援事業(補助金:68%以内)
      - (ア) 森林経営計画等に基づいて行う人工造林(地拵えを含む。)に対する補助
        - (イ) (ア)又は(2)のアの施業と一体的に実施する鳥獣害防止施設等整備に対する補助
      - イ 次世代につなぐ森林づくり事業(水とみどりの森づくり税)
        - (ア) アの人工造林のための苗木代(コンテナ苗を含む。)の32%以内の補助
          - (イ) シカ食害防止施設の設置に対する定額補助
    - (2) 山取り採穂園の下刈り(10年生まで)
      - ア 森林環境保全直接支援事業(補助金:68%以内)
        - 森林経営計画等に基づいて行う下刈りに対する補助
      - イ 次世代につなぐ森林づくり事業(水とみどりの森づくり税)
        - アの下刈り箇所に対する定額補助(植栽後10回目(年1回)まで)
  - 2 森林組合等は、1の補助事業の実施主体として、各事業の要項要領等に基づき、必要な計画書等の作成・提出及び補助金の交付申請等を行う。

なお、その他の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業の補助金内示については、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第3条の4の実施予定計画に基づくことを原則とするが、第3の協議等の進展により山取り採穂園造成分の補助金増額が必要となった場合は、別記第3号様式により熊本県森林整備課長に速やかに報告すること。
- (2) 森林環境保全直接支援事業により7年生以上（コンテナ苗等は6年生以上）の下刈りを行う場合、熊本県森林環境保全整備事業実施要領の運用の2の(2)に定める「下刈り実施前・後の状況写真」に代えて、第3の3の協定書の写しを添付すること。

## 第5 山取り採穂園の造成

- 1 生産事業者は、系統管理苗を生産しようとする場合において、採穂園が法第3条第1項の育種母樹林に指定されていないときは、事前に当該指定を受けるものとする。

ただし、既に苗木を育成している場合は、当該苗木に係る穂木の採取から育成までの間において品種系統別に明確な管理が行われている場合に限り、当該苗木を配布する前までに育種母樹林の指定を受けることとして差し支えない。
- 2 系統管理苗は、熊本県林業種苗取扱要領（以下「取扱要領」という。）第13の1の規定に基づき生産事業者が提出する山行苗得苗見込報告書、及び同5の規定に基づき県が作成する山行苗生産実態調査書に記載されたものでなければならない。
- 3 山取り採穂園の造成に係る系統管理苗の取引については、生産事業者と森林組合等の間で事前の調整がなされるが、生産事業者が熊本県樹苗協同組合（以下「県苗組」という。）の組合員である場合、及び山取り採穂園の造成に係る人工造林の実施主体が森林組合である場合は、それぞれ県苗組及び熊本県森林組合連合会に当該取引に関する情報を提供しておくこと。
- 4 生産事業者は、山取り採穂園の造成に当たり、第3の2の(2)において森林所有者が同意した系統管理苗を生産・配布するものとする。

なお、配布に当たっては、法第18条第1項の生産事業者表示票又は生産事業者表示書を添付し、指定採取源の種別及び指定番号、銘柄等（品種・系統名）を明示するものとする。
- 5 森林組合等は、山取り採穂園の造成に係る人工造林を行うに当たり、2種類以上の系統管理苗（系統管理苗以外の苗木がある場合を含む。以下同じ。）があるときは、苗木の搬入、仮植（仮置き）、運搬及び植栽の一連の作業において、異なる種類の苗木が混じることのないように十分注意して管理しなければならない。
- 6 森林組合等は、一の山取り採穂園の区域に2種類以上の系統管理苗を植栽するときは、それぞれの種類ごとに植列又は植栽区域（以下「植栽区域」という。）を設定して植栽しなければならない。
- 7 植栽区域は、生産事業者と協議のうえ設定するものとし、植栽後は、当該苗木の種類ごとの植栽区域が判別できるように目印等を設置しなければならない。

この場合において、植栽区域が人工造林の施行地の一部である場合は、GPS

測量等により植栽区域を計測しておくことが望ましい。

なお、目印等は、生産事業者が事前に準備しておくものとする。

- 8 森林組合等は、4の生産事業者表示票又は生産事業者表示書を保存しておくとともに、5から7までの管理状況等の写真を撮影して時系列に整理しておくものとする。

## 第6 県への報告等

- 1 生産事業者は、山取り採穂園の造成が完了したときは、別記第4号様式に協定書の写しを添えて、当該山取り採穂園の所在地を所管する県広域本部地域振興局長（以下「局長」という。熊本市にあっては、農林水産部長（以下「部長」という。))に報告するものとする。
- 2 局長及び部長は、1の報告があったときは、第5の5から8までの管理状況及び資料等を基に、法第3条第1項の規定に基づく育種母樹林の指定手続きを行うものとする。
- 3 生産事業者は、協定に定める採穂の期間の途中において、当該年度以降の採穂を中止するときは、別記第5号様式により部長に届け出るものとする。
- 4 部長は、3の届出のあった山取り採穂園、及び協定に定める採穂の期間が満了した山取り採穂園について、育種母樹林の指定解除の手続きを行うものとする。

## 第7 山取り採穂園の利用等

- 1 一の協定に基づく山取り採穂園の利用（採穂）は、当該協定に係る生産事業者のみが行うことを原則とする。
- 2 生産事業者が認定特定増殖事業者（特措法第9条第1項の特定増殖事業計画の認定を受けた者）である場合、特定母樹により造成した山取り採穂園の利用に際しては、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センターと締結した「特定増殖事業計画実施のための特定母樹の種苗配布に関する基本合意書」の内容を遵守すること。

## 第8 補助金の返還等

森林組合等は、1に掲げる事項に該当するときは、山取り採穂園の造成及び整備に対して交付を受けた2に掲げる補助金について、第4の1の各事業の要項要領の規定に従って返還等の手続きを行うものとする。

- 1 生産事業者、森林所有者及び森林組合等が、協定に定める採穂の期間の途中において、協定に定められた義務に違反したとき、若しくは協定を破棄したとき
- 2 山取り採穂園の整備のための下刈りの費用として交付を受けた補助金相当額（山取り採穂園の区域に係る次の補助金に限る。）

### (1) 森林環境保全直接支援事業

植栽木が7年生（コンテナ苗等は6年生）から10年生までの下刈りについて交付を受けた補助金のうち、本項の規定により補助金返還等の手続きを開始した日以前に交付を受けた補助金

(2) 次世代につなぐ森林づくり事業

4回目から10回目まで(各年1回)の下刈りについて交付を受けた補助金のうち、本項の規定により補助金返還等の手続きを開始した日以前に交付を受けた補助金

（森林組合等の長） 様

住 所  
（生産事業者名）  
代表者

品種系統の明確な山取り採穂園の造成等に対する協力について（依頼）  
このことについて、花粉の少ない品種などによる品種系統の明確な山取り採穂園を確保したいので、下記事項について御協力いただきますよう、熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領の運用第3の1の規定により依頼します。

記

1 依頼事項

- (1) 別添協定書（案）の内容に基づく山取り採穂園の造成・整備への協力
- (2) (1)の協力が可能な場合において、貴所管地域内に人工造林の計画があるときは、2の(1)の条件に合う計画地があるかどうかの確認
- (3) (2)の計画地がある場合、2の(2)の品種系統の苗木の植栽及び山取り採穂園としての利用等に関する当該計画地の森林所有者からの同意取得
- (4) (3)の同意が得られた場合、三者の合意内容に基づく協定の締結

2 山取り採穂園の条件等

(1) 必要とする山取り採穂園の規模等

箇所数	面積	立地条件等
箇所程度	0.1ha 以上/箇所	生産拠点になるべく近い、道掛りが良い、平坦地～緩傾斜地、標高 m程度

(2) 母樹（植栽木）として必要な品種系統名、配布可能な数量及び時期

品種系統名	苗種	配布可能数量	配布可能時期
シャカイン（県下益城1号）	MC150	3,000本	令和2年2月以降
スギ九育2-203	MC300	500本	令和2年11月以降

注1 協定書（案）（別記第2号様式の協定書（例））に生産事業者の意向等を反映させたものを添付すること。

2 2の条件等には、記載例を示しているなので、適宜加筆修正すること。

## 山取り採穂園の造成、利用及び整備管理等に関する協定書（例）

（林業種苗生産事業者の氏名又は名称及び代表者名）（以下、「甲」という。）と（森林所有者氏名）（以下、「乙」という。）及び（森林組合等の名称及び代表者名）（以下、「丙」という。）とは、山取り採穂園の造成、利用及び整備管理等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

**第1条** この協定は、熊本県内の再造林等に必要なスギ優良苗木の安定生産・供給体制整備に資するため、第3条に掲げる森林において行う人工造林、植栽木からの穂木の採取、及び当該森林の整備管理に関し、協定締結者の役割及び遵守すべき事項等を定める。

### （協定の期間）

**第2条** この協定の期間は、年月日から年月日（採穂終了年）までとする。

2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

### （対象とする森林）

**第3条** 協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）は、次のとおりとする。

番号	森林の所在地	林班	小班	枝番	面積(ha)	備考

### （山取り採穂園の造成）

**第4条** 丙は、対象森林において、乙と締結した森林経営委託契約又は施業受委託契約等に基づき人工造林を行うときは、甲が生産した品種系統の明確な苗木（以下「系統管理苗」という。）を植栽するものとする。

2 明確な苗木は、対象森林に植栽することについて、乙が事前に同意した品種系統のものでなければならない。

3 甲は、系統管理苗を丙に配布するときは、林業種苗法（昭和45年法律第89号。以下「法」という。）第18条第1項の生産事業者表示票又は生産事業者表示書に、指定採取源の種別及び指定番号、銘柄等（品種・系統名）を明示するものとする。

4 丙は、2種類以上の系統管理苗（系統管理苗以外の苗木がある場合を含む。以下同じ。）があるときは、苗木の搬入、仮植（仮置き）、運搬及び植栽の一連の作業において、異なる種類の苗木が混じることのないように十分注意して管理しなければならない。

5 丙は、一の対象森林に2種類以上の系統管理苗を植栽するときは、それぞれの種類ごとに植列又は植栽区域（以下「植栽区域」という。）を設定して植栽しなければならない。この場合において、丙は、甲と協議のうえ植栽区域を設定するものとし、植栽後は、当該苗木の種類ごとの植栽区域が判別できるように目印等を設置しなければならない。

### (穂木の採取)

- 第5条** 甲は、前条により造成された対象森林ごとの山取り採穂園(以下「採穂園」という。)において、期間を定めて穂木の採取(以下「採穂」という。)を行うことができる。
- 2 前項の期間は、採穂園ごとに、植栽木の林齢が 年生から 年までの期間とする。
  - 3 植栽木からの採穂の位置及び量は、植栽木の生育を阻害しないものでなければならない。
  - 4 甲は、採穂から苗木の生産・配布までの一連の工程において、当該採穂園由来の系統管理苗又は穂木に異なる種類のものが混じることのないように十分注意して管理しなければならない。

### (採穂園の整備管理)

- 第6条** 甲は、前条の採穂を行うときは、植栽木の生育状況を確認するとともに、必要に応じてつる切り等の施業を行うものとする。
- 2 甲は、植栽木への病虫獣害や気象災等の被害(シカ食害防止施設の被害を含む。)を発見したときは、速やかに丙を通じて乙に連絡するものとする。
  - 3 採穂園の植栽木が枯損した場合等に補植を行うときは、当該植栽区域に植栽された系統管理苗と同一の品種系統の苗木を植栽しなければならない。
  - 4 乙及び丙は、前条第2項に掲げる最終の採穂を行うまでの期間において、採穂園ごとの区域につき下刈りを行うものとする。ただし、植栽木の林齢が10年生までであって、採穂園の区域面積が次条第1項に掲げる補助事業の採択要件(1施行地の面積が0.1ヘクタール以上)を満たす場合、及び実施について甲が必要と認める場合に限る。

### (費用の負担等)

- 第7条** 丙は、第4条の採穂園の造成及び前条第4項の下刈りの実施に当たっては、森林環境保全直接支援事業及び熊本県水とみどりの森づくり税事業の補助金を活用するものとする。
- 2 前項の補助事業を活用した場合における不足額は、乙が負担する。
  - 3 第4条第5項の目印等、前条第1項のつる切り等及び同第3項の補植に係る経費は、甲が負担する。
  - 4 第5条の採穂に係る穂木の代金は、穂木1本当たり〇円とし、情勢の変化等に応じて甲乙協議のうえ、金額を変更することができる。
  - 5 対象森林に係る公租公課、若しくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される受益者負担金は、乙が負担する。

### (当事者の義務)

**第8条** この協定に基づき、当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

#### (1) 甲の義務

- ア 第4条第1項から第3項までの明確な苗木は、対象森林の立地条件等に適した品種系統のもので、かつ、優良なものを配布すること。
- イ 明確な苗木のトレーサビリティの確保及び安定生産・供給を行うこと。

#### (2) 乙の義務

- ア 甲及び丙が実施する施業等に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
- イ 対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その

処理解決に当たること。

(3) 丙の義務

第6条第4項及び前条第1項の規定により下刈りを実行するとともに、補助事業の実施に必要な各種計画の作成、契約の締結及び申請等の手続きを的確に行うこと。

(災害等による損害)

**第9条** 採穂園の造成中及び完了後、火災、天災その他甲及び丙の責に帰し得ない事由により対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定の承継等)

**第10条** 乙は、対象森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。

2 乙は、協定の期間中に氏名又は住所の変更があった場合は、速やかに丙を経由して甲に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

**第11条** 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

**第12条** 甲が第5条第3項の規定に違反した場合において、乙から改植等の要請を受けたときは、甲は、当該改植等を実施するか、若しくは実施に必要な経費を負担するものとする。

2 甲が第8条第1号の義務に違反したとき、若しくはこの協定を破棄したときは、甲は、丙が熊本県(以下「県」という。)から採穂園の下刈りのための費用として交付を受けた補助金相当額を丙に支払うものとする。この場合において、丙は、当該補助金相当額を県に返還するものとする。

3 乙が第8条第2号アの義務に違反したとき、若しくはこの協定を破棄したときは、乙は、丙が県から採穂園の下刈りのための費用として交付を受けた補助金相当額を丙に支払うものとする。この場合において、丙は、当該補助金相当額を県に返還するものとする。

4 丙が第8条第3号の義務に違反したとき、若しくはこの協定を破棄したときは、丙は、県から採穂園の下刈りのための費用として交付を受けた補助金相当額を県に返還するものとする。

(乙の協力)

**第13条** 乙は、対象森林ごとの採穂園について、県が行う法第3条第1項の規定に基づく育種母樹林への指定及び同第3項の規定に基づく意見聴取に協力すること。

2 第4条第5項の目印等を甲又は丙が設置する場合、及び前項の指定に係る標識を県が設置する場合は、その設置を容認すること。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項については、別途甲、乙、丙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所 (所在地)  
氏 名 (名称、代表者職氏名) 印

乙 住 所  
氏 名 印

丙 所 在 地  
名 称  
代表者職氏名 印

熊本県森林整備課長 様

住 所  
（森林組合等名）  
代表者

年度森林環境保全整備事業実施予定計画の追加について（報告）

年度の森林環境保全直接支援事業については、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第3条の4の規定に基づき 市（町村）長を通じて実施予定計画を提出したところですが、下記のとおり山取り採穂園の造成に係る人工造林等の追加が必要となりましたので、熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領の運用第4の2の(1)の規定により報告します。

記

追加が必要な事業量等

単位（金額）：千円

事業種類	事業量	単価	事業費	補助金	うち国費	備考
人工造林	ha					
下刈り	ha					
鳥獣害防止施設	m					
計	-	-				

注1 この報告書は、既に提出している実施予定計画の事業量等に、山取り採穂園の造成に係る人工造林等が計上されていない場合に提出すること。

2 山取り採穂園の造成、利用及び整備管理等に関する協定書の写しを添付すること。

3 不要な文字は、抹消すること。

第 号  
年 月 日

熊本県 広域本部（ 地域振興局）長 様  
（熊本県農林水産部長）

住 所  
（生産事業者名）  
代表者

品種系統の明確な山取り採穂園の造成について（報告）

このことについて、下記のとおり、山取り採穂園の造成が完了しましたので、熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領の運用第6の1の規定により報告します。

記

- 1 所在場所：
- 2 森林（立木）所有者  
住 所：  
氏 名：
- 3 植栽したスギ苗木

品種系統名	植栽本数	面積（㎡）	備 考

- 4 完了年月日：

- 注1 山取り採穂園の造成、利用及び整備管理等に関する協定書の写しを添付すること。  
2 不要な文字は、抹消すること。

熊本県農林水産部長 様

住 所  
（生産事業者名）  
代表者

品種系統の明確な山取り採穂園からの採穂の中止について（報告）  
このことについて、下記のとおり、山取り採穂園からの採穂を中止しましたので、熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領の運用第6の3の規定により報告します。

記

- 1 所在場所：
- 2 指定採取源（育種母樹林）  
指定番号：  
指定年月日：
- 3 協定に定める採穂の期間： 年～ 年
- 4 最後に採穂した時期： 年 月
- 5 採穂を中止した理由

- 注1 「協定に定める採穂の期間」は、協定では「植栽木の林齢が 年生から 年生までの期間」と記載されているので、植栽した年を1年生として暦年に置き換えること。
- 2 「採穂を中止した理由」は、簡潔に記載すること。（例：「母樹とした品種系統（具体的な名称を記載）の苗木の需要がないため」、「母樹の下枝の枯れ上がりにより効率的な採穂が困難となったため」、「生産事業を廃止するため」、「森林所有者が協定を破棄したため」など）
- 3 不要な文字は、抹消すること。